



1月16日
東地申第30号

お客さま満足度向上の為にゆとりある営業職場の実現と、お客さまが安全で安心する輸送サービスを提供できる新宿統括センターの実現を求める申し入れ（その1）提出!!



2023年12月25日「首都圏本部の現業機関における柔軟な働き方のさらなる推進について」提案を受けるも…



2023年10月31日に受けた提案と「ほぼ同じ内容」!

**施策実施まで3カ月!
しかし、何も示されない!**

経営のマネジメントの問題だ!

不安…

自分達の業務内容はどのように変化していくんだろう…



現場の声を受け、東地申第24号「首都圏本部の現業機関における柔軟な働き方のさらなる推進について」に関する緊急申し入れを提出し、2023年12月21日に団体交渉が開催!



詳細は検討中

必要な説明・周知は
行っていく。

業務内容は
どうなるのですか?

担務変更や
教育スケジュールは?

質問に答えられない現場管理者!

詳細が明らかにされない団体交渉!

- 一人一人が主体的に取り組めない環境
→お客さまにご迷惑をおかけすることにつながる!
- 定期行路を持つ乗務員職場として初の統括センター化
→教育体制や将来ビジョンは必要不可欠だ!

<申し入れ内容>

1. 各営業統括センター及び各統括センター内の戦略統括ユニット（仮称）には専任者を配置すること。
2. マネジメントオフィスの発展的解消以降、各現場への負担を増加させない為に、業務移管する内容を具体的に明らかにするとともに、マネジメントオフィス経験者からの教育を実施すること。
3. 新宿統括センターの具体的な業務内容を明らかにするとともに、関係する全社員に示すこと。また、発足後異なる業務を担う社員には面談を実施すること。
4. 新宿統括センター発足にあたり、検討している教育内容と教育スケジュールを具体的に示すこと。
5. 新宿運輸区の乗務割交番順序表は乗務員行路のみで作成すること。
6. 新宿統括センターにおける作業ダイヤ内に営業業務と輸送業務の込み運用はしないこと。
7. 新宿統括センターで駅業務の教育を行う担当者は担務経験3年以上の社員とすること。
8. 新宿運輸区社員が駅業務を行う場合は新宿運輸区での乗務経験3年以上とすること。
9. 各担務の見習い期間や乗務員の見習いについては本人の習熟度を確認すること。また不安が残る場合はフォロー教育を実施し一人で業務に従事させないこと。
10. 乗務員と駅業務の担務変更について考え方を明らかにすること。
11. 育児・介護勤務 A 適用者が新宿統括センターの業務を行う際の考え方を明らかにするとともに、本人希望を尊重すること。

一部の社員のみで施策を進めることは認められない!信義誠実で具体的な回答を求める!